

業務指示書

ケニア国エネルギーセクターPPP推進指導業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年11月24日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年11月28日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(O) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）

であること。

() 法人登記簿に登記された本邦登記法人であることを求めます。（ただし、本邦登記法人の場合は、契約文書に附し、本邦外に開設する支店等の本邦外法人が本邦登記法人であることを

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() ある。 () ない。 () ある。 () ない。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) 認めません。

() 認めます。

() 認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 旨までの共同企業体の結成を認めます。（ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。）

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）以外、当該補強を認める

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：PPPに係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とする場合は認めない）副業務主任者は名を上限とする

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／エネルギーセクターPPP推進指導1）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：PPPに係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ケニア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限： 2016年12月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

- ・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

- ・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEN運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.0108 円 , US\$1 = 100.606 円 , EUR1 = 112.785 円)

第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者の1人がプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当JICAへ来訪できない場合、上記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先とさせてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オプション機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください、通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム、（<http://jica.webex.com>）

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調査部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
ノロボーサル提出回数、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・端末、担当者のアカウント・電話番号）を調査部契約第一課・第二課まで報告する旨の申立て
注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。またJICA在外事務所主催会議の場合は、当該主催事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1. プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／エネルギーセクターPPP推進指導1

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.60 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン2016年7月」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年12月20日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JICA構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の業務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ケニア国エネルギーセクターPPP推進指導業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／エネルギーセクターPPP推進指導1	(60.00)	()
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	
オ) その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	(-)	(0.00)
カ) 類似業務の経験	—	0.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：		()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：		()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：		()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：		()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

中所得国入りを目指すケニアでは、同国の経済成長を背景に電力需要が急速に伸び、2020年にはピーク需要が2,834MWに達すると予測されている（2015年3月時点の総発電設備容量は2177MW）。このような電力需要増に対応するため、政府借入による資金調達に加え、民間資本の導入が喫緊の課題となっている。このようなインフラ開発への民間資金導入へのニーズの高まりを受け、同国は2013年にPublic Private Partnerships法（PPP Act, 2013）を整備し、財務省内にPPPユニットを創設した。同ユニットに対しては、世銀等ドナーの支援による技術協力が行われており、各分野におけるPPP事業の促進に係る枠組み作りが進められてきた。エネルギー分野においては、このPPP法に基づくプロセスに則り実施された事業実績はほとんどなく、現在、同枠組みが、財務省及びエネルギー石油省（Ministry of Energy and Petroleum, MOEP）を中心に形成・整備されようとしている。

こうした背景の下、エネルギー分野のPPP推進において中心的役割を担うMOEPは、同省やエネルギー分野の実施機関に対する人材育成を行うため、エネルギーPPPアドバイザーの派遣をJICAに対して要請した。これを受け、2016年2月にエネルギーセクターPPP分野の専門家を短期で派遣し、要請内容の確認と業務の方向性についてケニア政府機関と協議・調整を行った。

2. 業務の目的

本業務は、MOEPをカウンターパート（C/P）機関としつつ、財務省のPPPユニットとも連携し、その他の関係機関（エネルギー規制委員会（ERC）、ケニア発電公社（KenGen）、地熱開発公社（GDC）等）への技術的支援、関連情報の収集、研修等を行い、同国におけるエネルギー分野のPPP枠組みの形成、ひいてはPPP事業の推進及び同国の安定的な電力供給に資することを目的として実施する。

3. 業務の範囲

コンサルタントは、2016年2月にMOEPと整理した業務の方向性に基づき、「2.業務の目的」を達成するために、「4.業務における留意事項」を踏まえつつ、「5.業務の内容」に示す業務を行い、「6.成果品等」に示す報告書等を作成する。

4. 業務における留意事項

(1) 業務実施体制と専門家不在期間を極力短縮する派遣工程の検討

ケニア側は当初、エネルギーセクターPPPを推進するために、特に財務面についてMOEP及び関係機関に対し、能力強化のための研修および助言を行える現地長期滞在型の専門家1名の派遣を要望していたが、国内でこの要望に応え得る調達可能人材が極めて限られていることから、本業務については、短期滞在を繰り返す「シャトル型」専門家派遣とすることで先方の了承を得ている。ただし、C/P機関は、JICA専門家には出来るだけ長く（出来るだけ切れ目なく）現地に滞在し、C/Pへの研修・指導（OJT含む）・助言を継続的に実施することを強く要望しているため（首都ナイロビのMOEP内に執務席を確保予定）、これに対応し専門家2名でチームを組み（総括1名と総括の指導を受けつつ業務を実施する専門家1名）、互いの派遣期間を補完・補助しつつ継続性を確保する形での派遣方式をとる。2名とも現地に不在にならざるを得ない期間におけるC/P側からの緊急の照会については、極力電話・メール等の手段により応える体制を構築することが望ましい。

一方で、専門家派遣開始後、C/Pおよび関係機関のニーズや類似分野における他ドナーの最新支援状況を改めて確認した結果、本件専門家に求められる業務集中期間とそうでない期間が明確になるなどの当初想定しえない事態が生じた場合には、改めてC/P機関と協議し、専門家派遣工程の変更も含め柔軟に検討することを可とする。

(2) MOEP以外の政府エネルギー関係機関も対象とした研修・指導・助言

上記「1.業務の背景」にあるように、急速な電力需要の伸びに対応する電源開発の先鋒としてケニア国内で期待されているのが地熱発電である。同国では既にオルカリア地域を中心に、合計で約600MW規模の地熱発電所が稼働しており、ベース電源としてケニア国内の電力供給を支えている。

オルカリア地域ではさらに多くの発電所建設が予定されているが、それ以外の地域においても（メンガイ他）、地表調査、地熱資源評価、試掘などが進んでおり、PPPの枠組みを活用した発電所建設事業の開始が期待されている。こうしたプロジェクトのうち、いくつかの特定案件の実施促進について、MOEP以外のエネルギー関係機関（KenGen、GDC等）から、助言を求められる可能性がある（PPPプロジェクトの事業計画・リスク分析・実現可能性等に関する助言、PPPプロジェクトの入札書類作成・プロポーザル評価に関する支援、売電契約や蒸気供給契約交渉にかかる助言等）。こうした機関に対しても、必要なキャパシティ・ディベロップメント（研修、指導・助言）を行ってほしいとの要望を受けているが、個別プロジェクトに関しては、都度MOEPの了解を得たうえで関与（指導・助言）すること。

（3）財務省内 PPP ユニットおよび世銀アドバイザーとの連携・協力の必要性

世界銀行からアドバイザーが派遣されている財務省内の PPP ユニットは、エネルギーセクターを含む PPP 事業の促進に向けた枠組み整備を行っている。本業務で派遣される専門家の指導・助言業務と、PPP ユニットおよび世銀アドバイザーの業務範囲との関係について、MOEP は、C/P のキャパシティ・ディベロップメントに重きを置いた研修・指導・助言を行う JICA 専門家の特性を理解した上で、業務の重複は無いと明言している。しかし、現実問題として財務省に配置される世銀アドバイザーと MOEP に配置される JICA 専門家との間では、ケニア国のエネルギーセクター PPP 事業推進に向けての連携・協力は不可欠であるため、業務開始後は、互いの TOR を確認するとともに、有効な情報共有、意見交換を行えるよう財務省 PPP ユニットも含めた協力体制を築くことが重要である。

（4）ケニア国エネルギーセクター関連情報（特に地熱分野）の収集・アップデート

MOEP は世銀の支援により国家地熱開発戦略の策定を進めており、当初 2016 年 12 月頃ドラフトが提出される予定であったが、現地情報によれば予定よりも作業が遅れ気味のことである。また、JICA では GDC の地熱開発戦略更新支援プロジェクトを実施中であり、2017 年 1 月にドラフトファイナルレポートを提出予定である。こうした MOEP 及び関連機関の地熱を含むエネルギー開発戦略や方向性にかかる動きについては、他ドナーの関与状況も含め、適時情報を収集・アップデートし、JICA と共有するとともに、本業務における活動と齟齬の無い様努めること。

5. 業務の内容

以下に示す業務の内容について、効果的に業務を実施するために必要な方法・手順等を国内作業・現地作業毎に具体的にプロポーザルの中で提案すること。

（1）準備・導入段階 – ケニア国エネルギーセクターにおける PPP の文脈理解

- 1) エネルギーセクターおよび PPP の枠組みについて、既存文献や関係機関へのヒアリングを通じてレビューを行う。（既存文献例：最新の最少費用電源開発計画（Least Cost Power Development Plan : LCPDP），+5,000MW への目論見書（Prospectus），発送電マスターplan，エネルギー法 2015，固定価格買取政策（Feed In Tariff:FIT），PPP 法，他）
- 2) 過去および現在進行中のエネルギーセクター PPP に関する文書のレビューを行う。（文書例：（政府による）Letters of Support, 電力購入契約，入札関連図書 他。）
- 3) 上記「1~2)」を踏まえ、本業務の骨子および活動計画について C/P 機関とともに確認の上、ワークプランを作成し、C/P 機関および JICA に提出する。

（2）計画面に関する指導・助言

- 1) 必要に応じ LCPDP チーム会合や FIT レビュー会合に同席し、経済・財務面からの助言を行う。
- 2) 電源開発の推進に関連し、リスク分析の支援・指導を行うとともに提言を行う。

（3）特定の対象プロジェクトに関する指導・助言（KenGen や GDC 等エネルギー関係機関含む）

- 1) 特定の対象プロジェクトの関連文書をレビューする (F/S, 入札図書など)
- 2) 特定の対象プロジェクトが内包するリスクを分析し、PPP の枠組みに照らし、必要と考えられる助言を行う
- 3) 調達における各段階 (関心表明、提案依頼書等) において入札関連図書に関する助言を行う
- 4) 電力購入契約、蒸気供給契約等のプロジェクト合意にむけて、ケニア国エネルギー関係機関が交渉及び諸調整を行うにあたっての支援を行う
- 5) 各種保証・保険等のリスクを軽減する制度・仕組みに関する情報提供を行う。
- 6) MOEP および/またはエネルギー関係機関と JICA が、形成可能な ODA プロジェクトがあればその形成支援を行う。

(4) PPP プロジェクトを推進する財務/保険市場における商品や他ドナー支援に関する最新情報の収集・分析、助言

- 1) エネルギーセクター PPP に関するドナー機関や民間企業が提供する、ケニアにおいて利用可能な援助/金融プロダクト等の商品に関する最新情報を常に把握しアップデートする (例: ローン、保証制度、保険商品等)
- 2) 上記の情報をまとめ・整理し、MOEP に共有する。

(5) エネルギー石油省およびエネルギー関連機関の対象者への研修

- 1) 上記 (1) ~ (3) 業務を通じて、PPP プロジェクトのプロセスに関する OJT を行う。
- 2) 財務の基礎知識、技能に関する以下科目を含む研修を行う。
 Value for Money に関する分析
 Public Sector Comparator
 Excel VBA、財務基礎など財務モデリングに必要な基礎知識および技能
- 3) リスク分析/リスク分担に関する研修を実施する。
- 4) ケニア側に対し、JICA により提供されている各種研修プログラムに関する情報提供をする。

なお、上記の各種研修の実施場所は、C/P または関係機関の会議室等の活用を想定しているため、会場借上げ費用の計上は不要である。また最終的には関係機関と相談の上決定するが、一回の研修にかける日数は、2~3 日間×3~4 回程度を想定している。1 回の研修対象者人数は 10~15 名程度。

(6) 課題別研修用の教科書作成支援

本業務を通じて、ケニア国でエネルギーセクター PPP を促進するまでの課題と改善策を整理し、JICA が別途実施する課題別研修 (「地熱エグゼクティブコース」等) の教科書の一部として活用できるよう (2 時間~半日程度の講義用)、教材 (Power Point 等) を作成する

※2016 年度より実施している JICA 課題別研修「地熱エグゼクティブコース」は、より良い地熱開発政策・計画について再考する、地熱資源国において開発を担う公的機関の上層幹部 (エグゼクティブ) 向けのプログラムである。参加国及び日本の現状と課題や JICA の最新の分析結果を参考にしながら、国と民間の役割分担や民間投資を呼び込むのに必要な投資環境等について議論・検証するもの。

(7) 後続案件に対する助言

本業務では、シャトル型専門家の派遣を約一年間継続して行う予定であるが、本件終了後のケニア国におけるエネルギーセクター PPP の更なる促進に向けた技術協力案件の要否、形成にかかる助言・提案を JICA に対して行う。

(8) 現地業務結果報告書の作成・提出

各現地業務終了時に、具体的な業務進捗・結果をまとめ、C/P 機関および JICA に提出し、報告する。

(9) 専門家業務完了報告書(ファイナルレポート)の作成・報告

以上の業務結果を基にファイナルレポートを作成し、C/P 機関および JICA に提出し、業務完了の報告を行う。

6. 成果品

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、(1)5)の業務完了報告書とする。

(1) 報告書等

- | | |
|-----------------------------------|--|
| 1) 業務計画書 | 和文 2 部、電子データ (CD-R1 枚)
契約締結後 10 日以内 |
| 2) ワークプラン | 英文 4 部 (JICA2 部、先方機関 2 部)、
及び電子データ (CD-R1 枚) 【2017 年 2 月上旬】 |
| 3) 現地業務結果報告書 (派遣回毎) | 英文 4 部、(JICA2 部、先方機関 2 部)、
及び電子データ (CD-R1 枚) 【各派遣終了時】 |
| 4) JICA 課題別研修向け教材 (Power Point 等) | 英文 2 部 (JICA2 部) 及び電子データ (CD-R1 枚) 【2017
年 10 月中旬】 |
| 5) 業務完了報告書 (ファイナルレポート) | 和文 2 部、英文 4 部、(JICA2 部、先方機関 2 部)、
及び電子データ (CD-R1 枚) 【契約終了時】 |

(2) 業務報告書

毎月の業務報告書(コンサルタント業務従事月報)。

(3) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

(4) 報告書の印刷仕様

最終成果品を含め報告書はすべて簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

また、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は、2017年1月上旬より開始し、2017年12月下旬の終了を目指とする。
本業務の工程については以下のとおり想定しているが、最終成果品の提出日が指示書より遅くならない限りにおいて、コンサルタントの業務計画に基づいた工程をプロポーザルにて提案する。ただし、現地派遣回数の合計は8回を上限目途とすること。

年度	2016											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
現地作業	◀											▶
国内作業	□		□		□		□			□		□
報告書		▲ Work Plan										▲ F/R

2. 業務量の目処と業務従事者の構成(案)

(1)合計:約 13.20 MM

(2)業務従事者の構成(案)

- 1) 総括/エネルギーセクターPPP推進指導1(2号)
- 2) エネルギーセクターPPP推進指導2

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料／参考資料

【配布資料】

- ・Power Sector Medium Term Plan 2015-2020
- ・ケニア国エネルギーセクターPPP推進指導業務 専門家業務完了報告書（2016年2月）
- ・2016年度課題別研修「地熱エグゼクティブプログラム」概要

【参考資料】

本業務に関連する以下の情報/資料は、参照ウェブサイトにてアクセスできます。

- ・Updated Least Cost Power Development Plan Study Period 2011-2031
<http://www.renewableenergy.go.ke/downloads/studies/LCPDP-2011-2030-Study.pdf>
- ・Final Report on Power Generation and Transmission Master Plan for Kenya, 2015 - 2035
http://www.erc.go.ke/index.php?option=com_content&view=article&id=167&Itemid=680
- ・Public Private Partnerships Act, 2013
<http://pppunit.go.ke/news/view/public-private-partnership-act-2013>
- ・National Priority List of PPP Projects
<http://pppunit.go.ke/news/view/national-priority-list-of-ppp-projectsupdated>
- ・Power Purchase Agreement-Template
http://www.renewableenergy.go.ke/asset_uplds/files/Standardized_PPA_for_Large_Scale_Generators_More%20than_10MW.pdf
- ・Feed In Tariff Policy (2nd Revision December 2012)
http://www.renewableenergy.go.ke/downloads/policy-docs/Feed_in_Tariff_Policy_2012.pdf

4. その他特記すべき事項

(1)複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して

実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に充分留意する。当地の治安状況については、JICA ケニア事務所等において充分な情報収集を行うとともに、現地作業時に安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を充分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、通信手段を確保し、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、現地業務に先立ち、外務省「たびレジ」に業務従事者全員を登録する。

(3) 不正腐敗の防止

本調査業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上